

新潟県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則をここに公布する。

平成28年 3月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第16号

新潟県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所管行政庁が必要と認める図書)

第2条 省令第1条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

ア 次のいずれかに該当する機関が申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項各号(第2号を除く。)に掲げる基準に適合するかどうかの審査を行った場合 当該基準に適合することを証する書類

(ア) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関（以下「登録建築物調査機関」という。）

(イ) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）

イ 申請に係る建築物の住宅部分について、品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価（以下「住宅性能評価」という。）を行った場合 品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（住宅性能評価に係る部分について日本住宅性能表示基準（平成13年8月国土交通省告示第1346号）に規定する断熱等性能等級が等級4に適合し、かつ、1次エネルギー消費量等級が等級5に適合するものに限る。）の写し

(2) 法第30条第2項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出を行う場合において、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定を要する建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画について法第30条第1項(法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による認定の申請をする場合にあっては、建築基準法第18条の2第1項の規定による知事の委任を受けた者が当該計画について同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合することを証する書類

2 省令第7条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

(1) 次のいずれかに該当する機関が申請に係る建築物が法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの審査を行った場合 当該基準に適合することを証する書類

ア 登録建築物調査機関

イ 登録住宅性能評価機関

(2) 法第30条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合 省令第3条第2項に規定する通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証（以下「検査済証」という。）の写し

(3) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定を受けた場合 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項に規定する通知書の写し及び検査済証の写し

(4) 申請に係る建築物の住宅部分について、住宅性能評価を行った場合 品確法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（住宅性能評価に係る部分について日本住宅性能表示基準に規定する断熱等性能等級が等級4に適合し、かつ、1次エネルギー消費量等級が等級4又は等級5に適合するものに限る。）の写し

(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の工事の完了の報告)

第3条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事が完了したときは、速やかに別記第1号様式により、知事に報告しなければならない。

2 前項の場合において、認定建築主は、あらかじめ、別記第2号様式による確認書により建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士をいい、この項の規定による確認の対象となる建築物が、同法第3条第1項各号に掲げる建築物であるときは1級建築士、同法第3条の2第1項各号に掲げる建築物であるときは1級建築士又は2級建築士に限る。）による認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従ってエネルギー

ギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事が行われた旨の確認を受け、当該確認書の写しを前項の報告書に添えなければならない。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存する建築物の住宅部分に対する第2条第1項第1号イ及び同条第2項第4号の規定の適用については、同条第1項第1号イ中「断熱等性能等級が等級4に適合し、かつ、1次エネルギー消費量等級が等級5」とあるのは「1次エネルギー消費量等級が等級4又は等級5」と、同条第2項第4号中「断熱等性能等級が等級4に適合し、かつ、1次エネルギー消費量等級が等級4又は等級5」とあるのは「1次エネルギー消費量等級が等級3、等級4又は等級5」とする。

別記

第1号様式（第3条関係）

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の工事完了報告書

年 月 日

新潟県知事 様

報告者 住 所

氏 名

㊦

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地
並びに名称及び代表者の氏名〕

下記のとおり認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事が完了したので、新潟県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第3条第1項の規定により報告します。

記

認定年月日及び番号	年 月 日 第 号
確認年月日及び番号	年 月 日 第 号
認定に係る建築物の位置	
工事完了年月日	年 月 日
認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従ってエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事が行われた旨の確認をした建築士	(級) 建築士 () 登録第 号 住 所 氏 名 (級) 建築士事務所 () 知事登録第 号 所在地 名 称
法第31条第1項に規定する軽微な変更をした場合にあつては、その内容	

第2号様式（第3条関係）

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従って建築物の新築等の工事が行われた旨の確認書

年 月 日

認定建築主 様

確認者 (級) 建築士 () 登録第 号

住 所

氏 名

㊦

(級) 建築士事務所 () 知事登録第 号

所在地

名 称

次のとおり、年 月 日 第 号で認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に従って

エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事が行われた旨を確認しました。

	確認を行った部位、 材料の種類等	照 合 内 容	照合を行った設計図 書	照合結果（不適の場合には、その内容）
外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する措置				
1次エネルギー消費量に関する措置				
建築物のエネルギー消費性能の向上のためのその他の措置				